

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(社会福祉課)

一

訓 令

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

五

ページ

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十二号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号イ中「指示」の下に、「報告の徴収」を加え、同号中リをルとし、チをヌとし、同号ト中「及び第七十八条」を「から第七十八条の二まで」に、「費用」を「費用等」に改め、同号中トをリとし、ヘをトとし、トの次に次のように加える。

チ 第七十六条の二の規定による損害賠償の請求

第五条第二号中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 第五十五条の四及び第五十五条の五の規定による就労自立給付金の支給及び報告の徴収

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十三号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成元年宮城県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「省令第二条第一項又は第三項」を「法第二十四条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。）」又は省令第一条第五項」に、「書面」を「申請書」に改める。

第四条第一項中「第二十四条第一項若しくは第五項」を「第二十四条第三項(同条第九項において準用する場合を含む。）」に、「保護決定通知書」を「保護開始(変更)決定通知書」に改める。

第十五条を次のように改める。

(就労自立給付金申請書等)

第十五条 省令第十八条の四第一項に規定する申請書は、就労自立給付金申請書(様式第三十七号)によるものとする。

2 保健福祉事務所長は、法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給するときは、就労自立給付金決定通知書(様式第三十七号の二)により通知しなければならない。

第十九条の次に次の一条を加える。

第二十条 法第七十八条の二第一項及び第二項の規定による申出は、徴収金支払申出書(様式第四十三号)によるものとする。

様式第三号の二(その一)中

- ①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護 ⑨居宅介護 ⑩短期入所生活介護 ⑪福祉用具貸与 ⑫認知症対応型共同生活介護 ⑬認知症対応型通所介護 ⑭介護型居宅介護 ⑮認知症対応型共同生活介護 ⑯地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑰特定福祉用具販売介護 ⑱保健施設介護 ⑲介護予防訪問看護 ⑳介護予防訪問看護 ㉑介護予防訪問看護 ㉒介護予防訪問看護 ㉓介護予防訪問看護 ㉔介護予防訪問看護 ㉕介護予防訪問看護 ㉖介護予防訪問看護 ㉗介護予防訪問看護 ㉘介護予防訪問看護 ㉙介護予防訪問看護 ㉚介護予防訪問看護 ㉛介護予防訪問看護 ㉜介護予防訪問看護 ㉝介護予防訪問看護 ㉞介護予防訪問看護 ㉟介護予防訪問看護 ㊱介護予防訪問看護 ㊲介護予防訪問看護 ㊳介護予防訪問看護 ㊴介護予防訪問看護 ㊵介護予防訪問看護 ㊶介護予防訪問看護 ㊷介護予防訪問看護 ㊸介護予防訪問看護 ㊹介護予防訪問看護 ㊺介護予防訪問看護 ㊻介護予防訪問看護 ㊼介護予防訪問看護 ㊽介護予防訪問看護 ㊾介護予防訪問看護 ㊿介護予防訪問看護

- ①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護 ⑨居宅介護 ⑩短期入所生活介護 ⑪福祉用具貸与 ⑫認知症対応型共同生活介護 ⑬認知症対応型通所介護 ⑭介護型居宅介護 ⑮認知症対応型共同生活介護 ⑯地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑰特定福祉用具販売介護 ⑱保健施設介護 ⑲介護予防訪問看護 ⑳介護予防訪問看護 ㉑介護予防訪問看護 ㉒介護予防訪問看護 ㉓介護予防訪問看護 ㉔介護予防訪問看護 ㉕介護予防訪問看護 ㉖介護予防訪問看護 ㉗介護予防訪問看護 ㉘介護予防訪問看護 ㉙介護予防訪問看護 ㉚介護予防訪問看護 ㉛介護予防訪問看護 ㉜介護予防訪問看護 ㉝介護予防訪問看護 ㉞介護予防訪問看護 ㉟介護予防訪問看護 ㊱介護予防訪問看護 ㊲介護予防訪問看護 ㊳介護予防訪問看護 ㊴介護予防訪問看護 ㊵介護予防訪問看護 ㊶介護予防訪問看護 ㊷介護予防訪問看護 ㊸介護予防訪問看護 ㊹介護予防訪問看護 ㊺介護予防訪問看護 ㊻介護予防訪問看護 ㊼介護予防訪問看護 ㊽介護予防訪問看護 ㊾介護予防訪問看護 ㊿介護予防訪問看護

療養管理指導、⑥通所介護、⑦通所リハビリテーション介護、⑧短期入所生活介護、⑨短期入所療養介護、⑩特定施設入居者生活介護、⑪認知症対応型共同生活介護、⑫特定福祉用具貸与、⑬認知症対応型共同生活介護、⑭認知症対応型共同生活介護、⑮認知症対応型共同生活介護、⑯認知症対応型共同生活介護、⑰認知症対応型共同生活介護、⑱認知症対応型共同生活介護、⑲認知症対応型共同生活介護、⑳認知症対応型共同生活介護、㉑認知症対応型共同生活介護、㉒認知症対応型共同生活介護、㉓認知症対応型共同生活介護、㉔認知症対応型共同生活介護、㉕認知症対応型共同生活介護、㉖認知症対応型共同生活介護、㉗認知症対応型共同生活介護、㉘認知症対応型共同生活介護、㉙認知症対応型共同生活介護、㉚認知症対応型共同生活介護、㉛認知症対応型共同生活介護、㉜認知症対応型共同生活介護、㉝認知症対応型共同生活介護、㉞認知症対応型共同生活介護、㉟認知症対応型共同生活介護、㊱認知症対応型共同生活介護、㊲認知症対応型共同生活介護、㊳認知症対応型共同生活介護、㊴認知症対応型共同生活介護、㊵認知症対応型共同生活介護、㊶認知症対応型共同生活介護、㊷認知症対応型共同生活介護、㊸認知症対応型共同生活介護、㊹認知症対応型共同生活介護、㊺認知症対応型共同生活介護、㊻認知症対応型共同生活介護、㊼認知症対応型共同生活介護、㊽認知症対応型共同生活介護、㊾認知症対応型共同生活介護、㊿認知症対応型共同生活介護、㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

様式第三十七号を次のように定める。

に定める。

様式第37号 (第15条関係)

就労自立給付金申請書

年 月 日

宮城県 保健福祉事務所長 殿

申請者 住所

氏名

印

下記のとおりですので、就労自立給付金の支給について申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男・女	年()月()日
	男・女	年()月()日
	男・女	年()月()日
	男・女	年()月()日
	男・女	年()月()日
	男・女	年()月()日
	男・女	年()月()日

(注意) 収入申告書、被雇用者の場合雇用条件がわかる書類、その他保健福祉事務所が指示する書類を添付すること。

様式第三十七号の次に次の一様式を加える。

様式第37号の2（第15条関係）

第 年 月 日 号

No

様

宮城県 保健福祉事務所長

就労自立給付金決定通知書

年 月 日付付けで申請のあった生活保護法による就労自立給付金を、次のとおり決定したので通知します。

1 支給額 円

2 保護廃止日 年 月 日

3 支給決定理由

4 就労自立給付金の支給日及び支給方法

5 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができず、この決定については、この決定から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所に訴えを提起することから起算することになります。
- 2 審査請求の裁決を被告として提起することから起算することになります。
- 3 この決定を提起することから起算することになります。
- 4 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないときは、審査請求をした日の翌日又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
- 5 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(備考) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合、個人住民税が課税されることとなります。

様式第四十二号の次に次の様式を加える。

様式第43号 (第20条関係)

徴収金支払申出書

年 月 日

宮城県 保健福祉事務所長 殿

申請者 住所

氏名

印

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2の規定に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、同法第78条第1項の規定による徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 1 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条の規定に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくとも、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 3 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

私は、本申出に基づき、年 月 日からの保護金品等より毎月 円を
年 月 日付け 第 号費用徴収決定通知による生活保護法第78条第
1項の規定による徴収金の支払に充てるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の生活保護法施行細則の規定による様式第三号の二(その一)で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の生活保護法施行細則の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十四号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第六保健福祉事務所の地域保健福祉部長の専決事項の項第二号ロ中「指示」の下に「報告の徴収」を加え、同号中チをリとし、ホからトまでをへからチまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ 報告の徴収(第五十五条の五)

附 則

この訓令は、平成二十六年七月一日から施行する。